



clipart by illpop.com

MS&AD 三井住友海上

足立区立小学校PTAの皆様へ 「PTA団体総合補償制度」のご案内



この制度は、PTA 行事参加中の急激かつ偶然な外来の傷害事故を補償する「PTA 団体傷害保険」と、PTA 活動に起因して発生した事故により、PTA が負担する損害賠償責任等を補償する「PTA 賠償責任保険」とを組み合わせた総合補償制度です。

■保険期間：2023年7月1日午後4時～2024年7月1日午後4時
(1年間)

■募集期間：2023年5月9日(火)～2023年6月14日(水)

■ご加入手続き

ご加入を希望される場合、PTAのご担当者は、「加入依頼書」の必要事項をご記入・押印のうえ、東京都足立区立小学校PTA連合会事務局までご提出ください。

■保険料の払込方法

保険料は、東京都足立区立小学校PTA連合会の払込要領に従い、期日までに払込みください。



<連絡先/代理店・扱者>

代理店・扱者

株式会社インフィニティコンサルティング
担当：高橋 佑介
東京都千代田区神田司町2丁目21-10
富士神田ビル5階
TEL:03-5829-4425
FAX:03-5829-4426

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社
東京東支店 第二支社
東京都千代田区神田駿河台3-11-1
三井住友海上駿河台新館19階
TEL:03-3259-6834
FAX:03-3259-5579

東京都足立区立小学校PTA連合会

<目次>

1. PTA団体傷害保険	2ページ
2. PTA賠償責任保険（管理者賠償責任補償）	3ページ
3. PTA賠償責任保険（児童・生徒賠償責任補償）追加オプション	4ページ
4. 生産物賠償責任保険 追加オプション	5ページ
5. ご契約の仕組み	6ページ
6. 契約概要・注意喚起等（PTA団体傷害保険）	7～14ページ
7. 契約概要・注意喚起等（PTA賠償責任保険・生産物賠償責任保険）	15～23ページ

1. PTA団体傷害保険（PTA団体傷害保険特約（B）付傷害保険）

<主な特徴>

「PTA団体傷害保険」

この保険は、PTA行事参加中に、被保険者（補償の対象者）が事故によりケガをした場合に、補償するものです。

この保険で被保険者（補償の対象者）となれる方の範囲は、この保険に加入されたPTAの次のいずれかに該当する方となります（準記名式^(*)契約のため、PTA連合会に①の父母会員、教師会員の方の名簿をご提出いただきます。）。

- ① PTAの父母会員、教師会員
- ② PTAの属する学校・保育所・特定保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業）・幼保連携型認定こども園に在籍する児童・生徒
- ③ PTA会員の同居の親族
- ④ PTA行事への参加が事前にPTAより認められている方（ボランティア等）

（*）準記名式とは、被保険者となる方の名簿を契約者が備え付けることを条件として、ご加入時に被保険者の氏名の記載を省略しご加入いただく方式です。

◇ PTA行事参加中とは、被保険者の所属するPTA（学校・保育所等单位のPTAが所属する組織または構成員となっている組織を含みます。）の指揮、監督および指導下において、PTA行事^{*}に参加している間をいいます（PTA行事に参加するための場所と自宅との通常の経路の往復中を含みます。）。

^{*} PTA行事とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催または共催する行事をいいます（PTA総会、運営委員会などPTA会則に基づく手続きを経て決定されたものに限ります。）。

<PTA団体傷害保険で対象となる事故例>

○ PTA主催の野球大会で、イレギュラーバウンドした球が参加児童の顔にあたり負傷した。

○ PTA研修旅行中に交通事故にあい、PTAの父母会員が重傷を負った。

○ PTA行事であるプールの清掃中、生徒がすべって負傷した。

<保険金額と保険料>

PTA団体傷害保険	保険金額（1名あたり）	免責金額	会員1世帯あたり ^{(*)3} の年払保険料
死亡・後遺障害保険金額 ^{(*)1}	402万円	0円	190円
入院保険金日額 ^{(*)2}	5,000円		
通院保険金日額	3,000円		

（*1）後遺障害保険金は、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100%～4%をお支払いします。

（*2）手術を受けた場合は手術保険金（入院中に受けた手術の場合は入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は入院保険金日額の5倍）をお支払いします。詳細は7ページの「保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額」をご参照ください。

（*3）会員数は、教師会員を除いたPTA父母会員の世帯数のみで計算します。

2. PTA賠償責任保険（管理者賠償責任補償）

<主な特徴>

この保険は次の2つの補償から構成されており、それぞれの対象となる損害に対して、保険金をお支払いします。

「管理者賠償責任補償」

(a) PTAの管理下における事故により、PTA自体が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害	(b) PTAが使用または管理する他人から借用したスポーツ用具等の財物を損壊（滅失、破損または汚損）、紛失した、または盗取されたことによってPTAが法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
--	---

<対象となる活動・行為>

PTA管理下におけるPTA活動がこの保険の対象となります。

<募集対象、加入資格等>

ご加入いただけるのは、お申込人・記名被保険者が、以下に該当する場合となります。

◇申込人および 記名被保険者	足立区立小学校PTA連合会の会員であるPTAに限ります。 申込人と被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
-------------------	---

<PTA賠償責任保険（管理者賠償責任補償）で対象となる事故例>

- (a) の事故例：PTA主催のバザーの看板が設置ミスで落ちて、入場者に当たりケガをした。
- (b) の事故例：PTA主催のソフトボール大会で、学校から借りていたバットを生徒が誤って折った。

<支払限度額と保険料例>

PTA 賠償責任保険				
支払 限度 額	PTA 活動遂行に 伴う賠償危険	身体 障害	1名につき	1億円
			1事故につき (免責金額1事故につき)	4億円 1,000円
		財物 損壊	1事故につき (免責金額1事故につき)	500万円 1,000円
			保管物賠償危険※	財物 損壊
	1事故につき (免責金額1事故につき)	500万円 5,000円		
	児童・生徒1名あたりの保険料例			

※PTAが借用した財物に対する損害賠償責任についての支払限度額は、児童・生徒数が50名未満の場合は「10万円に児童・生徒数を乗じた金額」、50名以上の場合は「500万円・1,000万円・2,000万円・3,000万円の中からのご選択」となります。また、1事故限度額をもって保険期間中の総支払限度額といたします。

支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。賠償責任補償でお支払いの対象となる損害のうち、争訟費用、協力費用については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、争訟費用については損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には取扱いが異なりますので、詳しくはP. 16「3. お支払いの対象となる損害」をご参照ください。免責金額は、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。お客さまが実際にご加入いただく支払限度額および免責金額につきましては、加入依頼書の「支払限度額」欄（セットの場合はセット名一覧表）および「免責金額」欄にてご確認ください。上記はあくまでも保険料例です。実際のご加入にあたっては、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

6. 契約概要・注意喚起情報等

(PTA団体傷害保険)

1. 保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額

※印を付した用語については、8～9ページの「※印の用語のご説明」をご参照ください（各欄の初出時のみ※印を付しています。）。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
傷害保険金	死亡 保険金	<p>PTA 行事参加中※の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合</p> <p>死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。</p> <p>（注1）既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。</p> <p>（注2）児童・生徒については独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定めるところにより給付対象となるべきケガは補償の対象となりません。</p>
	後遺 障害 保険金	<p>PTA 行事参加中※の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が発生した場合</p> <p>後遺障害※の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100%～4%をお支払いします。</p> <p>（注1）政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、後遺障害保険金をお支払いします。</p> <p>（注2）被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。</p> <p>（注3）同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。</p> <p>（注4）既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p> <p>（注5）児童・生徒については独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定めるところにより給付対象となるべきケガは補償の対象となりません。</p>
	入院 保険金	<p>PTA 行事参加中※の事故によるケガ※のため、入院※された場合</p> <p>[入院保険金日額] × [入院※した日数] をお支払いします。</p> <p>（注1）事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする入院した日数は180日が限度となります。</p> <p>（注2）入院保険金をお支払いする期間中にさらに入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、入院保険金を重ねてはお支払いしません。</p> <p>（注3）児童・生徒については独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定めるところにより給付対象となるべきケガは補償の対象となりません。</p>
	手術 保険金	<p>PTA 行事参加中※の事故によるケガ※の治療※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術※を受けられた場合</p> <p>次の算式によって算出した額をお支払いします。</p> <p>① 入院※中に受けた手術※の場合… [入院保険金日額] × 10</p> <p>② ①以外の手術の場合… [入院保険金日額] × 5</p> <p>（注1）1事故に基づくケガ※について、1回の手術に限ります。また、1事故に基づくケガ※について①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。</p> <p>（注2）児童・生徒については独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定めるところにより給付対象となるべきケガは補償の対象となりません。</p>
	通院 保険金	<p>PTA 行事参加中※の事故によるケガ※のため、通院※された場合</p> <p>（注）通院されない場合で、骨折、脱臼、靭（じん）帯損傷等のケガを被った所定の部位※を固定するために医師※の指示によりギブス等※を常時装着したときは、その日数について通院したものとみなします。</p> <p>[通院保険金日額] × [通院※した日数] をお支払いします。</p> <p>（注1）事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする通院した日数は90日が限度となります。</p> <p>（注2）入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、通院保険金をお支払いしません。</p> <p>（注3）通院保険金をお支払いする期間中にさらに通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、通院保険金を重ねてはお支払いしません。</p> <p>（注4）児童・生徒については独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定めるところにより給付対象となるべきケガは補償の対象となりません。</p>

●柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

7. 契約概要・注意喚起

(PTA賠償責任保険・生産物賠償責任保険)

1. 保険金をお支払いする場合

保険金をお支払いする主な場合は次のとおりです。

<PTA賠償責任保険>

補償の種類	保険金をお支払いする主な場合
管理者賠償責任補償	PTA管理下でのPTA活動中における次のいずれかに該当する事由に起因して、被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）に対して、保険金をお支払いします。 (a) PTA活動の遂行に起因して発生した偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の財物 ^(注) を損壊（滅失、破損または汚損）させたこと (b) 被保険者であるPTAが使用または管理する第三者から借用したスポーツ用具等の財物（以下「保管物」といいます。）を、被保険者の構成員であるPTA会員、児童または生徒が損壊（滅失、破損または汚損）し、または紛失もしくは盗取されたこと (注) (b) に定める「保管物」を除きます。
児童・生徒賠償責任補償（オプション）	日本国内において、PTAの児童・生徒の行為により発生した偶然な事故により、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を損壊（滅失、破損または汚損）したことに起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）に対して、保険金をお支払いします。

●この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS & ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
②提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

7. 事故が起こった場合のお手続き

(1) 事故にあわれた場合の引受保険会社へのご連絡等

事故が発生した場合は、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。

- ①損害の発生および拡大の防止
- ②相手の確認
- ③目撃者の確認

三井住友海上へのご連絡は
24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」 **0120-258-189** (無料)へ
事故は いち早く

(2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただきます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社にご相談ください。

- ※1 特約に基づいて保険金の請求を行う場合は、次表の書類のほか、それぞれの特約に定める書類をご提出いただきます。
- ※2 事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1) 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2) 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類(注) (注) 事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類
(3) 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ①他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ②他人の財物損壊(財物の使用不能による間接損害を含みます。)の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ③①および②のほか、損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類 ④損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類 ⑤共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本 修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証(写)、建物登記簿謄本、戸籍謄本、全部(個人)事項証明書 示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書 権利移転証(兼)念書

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(4) 被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書
(5) その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	
① 保険金請求権者を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書、PTA名簿
② 引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書
③ 他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知
④ 保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

■ 重度の後遺障害が生じ意思能力を喪失した等、被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者の親族のうち一定の条件を満たす方が代理人として、保険金を請求できる場合があります（「代理請求人制度」）。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

■ 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(注1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項^(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします^(注3)。

(注1) 保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。「代理請求人制度」をご利用の場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

(注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款・特別約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■ 保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特別約款および特約でご確認ください。

■ 損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

2019年10月1日以降始期契約用
**P T A 賠償責任保険
 生産物賠償責任保険**
 をご加入いただくお客さまへ
重要事項のご説明

この書面ではPTA賠償責任保険・生産物賠償責任保険契約に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。お申込みいただく際には、ご加入の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。

ご加入の内容は、保険種類に応じた普通保険約款(*)・特約(*) (特別約款(*) を含みます。以下同様とします。) によって定まります。普通保険約款・特約が必要な場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

申込人(*)と記名被保険者(*)が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、記名被保険者の方にも必ずご説明ください。

※加入依頼書(*)への記名・押印(または署名)は、この書面の受領印を兼ねています。

契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認ください事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。

この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

<PTA 賠償責任保険>

賠償責任保険 普通保険約款	PTA特別約款
	管理者賠償責任条項 ⇒ 管理者賠償責任補償 児童・生徒賠償責任条項 ⇒ 児童・生徒賠償責任補償 (オプション)

<生産物賠償責任保険> (オプション)

賠償責任保険普通保険約款
+ 保険法の適用に関する特約 (自動セット)
賠償責任保険追加特約 (自動セット)
+ 生産物特別約款
+ 訴訟対応費用補償特約
人格権侵害補償特約
不良完成品損害補償特約

(2) 補償内容

■ 被保険者

補償の種類	被保険者(*)
管理者賠償責任補償	PTA(*) (加入依頼書(*)の「PTA名」欄に記載されたPTA。以下同様とします。)
児童・生徒賠償責任補償	PTAの児童・生徒、その親権者およびその他の法定の監督義務者
生産物特別約款	PTA

ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

■ 保険金をお支払いする主な場合

パンフレット本文(「PTA団体総合補償制度」のご案内)の「保険金をお支払いする主な場合」のページをご参照ください。

■ お支払いの対象となる損害

パンフレット本文(「PTA団体総合補償制度」のご案内)の「お支払いの対象となる損害」のページをご参照ください。

■ 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

パンフレット本文(「PTA団体総合補償制度」のご案内)の「保険金をお支払いしない主な場合」のページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約

この保険契約にはお客さまの任意でご選択いただけるオプション補償はありますが、お客さまの任意でセットできる特約はありません。

(4) 保険期間

この保険の保険期間(*)は原則として1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、パンフレット本文(「PTA団体総合補償制度」のご案内)または加入依頼書の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

パンフレット本文(「PTA団体総合補償制度」のご案内)をご参照ください。

2. 保険料

保険料(*)は、PTAの構成員である会員数および児童・生徒数、売上高、引受条件、保険期間等によって決定されます。詳細は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、パンフレット本文(「PTA団体総合補償制度」のご案内)または加入依頼書の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

パンフレット表紙(「PTA団体総合補償制度」のご案内)をご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

このご契約には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入の条件に応じ、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日(*)から解約日(*)までの期間に応じて払い込んでいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。**注意喚起情報のご説明**の「6. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

☞(*)印の用語については、用語のご説明(最終ページ)をご参照ください。

注意喚起情報のご説明

ご加入に際して申込人(*)にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。

この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は普通保険約款(*)・特約(*)によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

このご契約は、足立区立小学校PTA連合会が保険契約者となる団体契約であることから、クーリングオフの対象ではありません。

2. 告知義務・通知義務等

(1) ご加入時における注意事項(告知義務-加入依頼書の記載上の注意事項)

特にご注意ください

申込人または被保険者(*)には、ご加入時に危険(*)に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めたもの(告知事項)について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、代理店・扱者には告知受領権があります(代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります)。加入依頼書(*)に記載された内容のうち、※印がついている項目が告知事項です。この項目が、事実と異なる場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金(*)をお支払いできないことがありますので、加入依頼書の記載内容を必ずご確認ください。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既に加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険の種類、支払限度額等)を告知してください。補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

(2) ご加入後における注意事項(通知義務等)

特にご注意ください

ご加入後、次に該当する事実が発生した場合には、遅滞なく代理店・扱者または引受保険会社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- OPTA(*)の構成員である「契約締結時の会員数および児童・生徒数」が変更となるような組織変更があった場合
- 加入依頼書の「※」印がついている項目に記載された内容に変更が生じる場合
- ご加入時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合

また、ご加入後、次のいずれかに掲げる事実が発生する場合には、ご加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく代理店・扱者または引受保険会社にご通知ください。

- ◇加入者証記載の住所または電話番号を変更する場合
- ◇上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

3. 補償の開始時期

始期日(*)の午後4時(加入依頼書またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。保険料(*)(分割払の場合は、第1回分割保険料)は、パンフレット本文(「PTA団体総合補償制度」のご案内)記載の方法により払い込んでください。記載の方法により保険料を払い込んでいただけない場合、保険期間(*)が始まった後でも、保険金をお支払いできません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

パンフレット本文(「PTA団体総合補償制度」のご案内)をご参照ください。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

① 引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 上記のほか、①~③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

特にご注意ください

保険料は、パンフレット本文(「PTA団体総合補償制度」のご案内)記載の方法により払い込んでください。パンフレット本文(「PTA団体総合補償制度」のご案内)記載の方法により保険料を払い込んでいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

6. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、代理店・扱者または引受保険会社に速やかにお申出ください。

■解約の条件によって、解約日(*)から満期日(*)までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

■始期日から解約日までの期間に応じて払い込んでいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただきますことがあります。

7. 保険会社破綻時等の取扱い

パンフレット本文(「PTA団体総合補償制度」のご案内)をご参照ください。

8. 契約取扱者の権限

パンフレット本文(「PTA団体総合補償制度」のご案内)をご参照ください。

9. 個人情報の取扱い

パンフレット本文(「PTA団体総合補償制度」のご案内)をご参照ください。

この保険商品に関するお問い合わせは

代理店・扱者 株式会社インフィニティコンサルティング
〒101-0048 東京都千代田区神田町2丁目21-10
富士神田ビル5階

TEL:03-5829-4425 FAX:03-5829-4426

保険に関するご相談・苦情・お問い合わせは

三井住友海上お客さまデスク

0120-632-277

チャットサポートなどの各種サービス

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808

【ナビダイヤル(有料)】

【受付時間】 平日 9:15~17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

☛(*)印の用語については、用語のご説明(最終ページ)をご参照ください。

用語のご説明 (PTA 賠償責任保険)

用語	説明
力行 解約日	保険期間の途中で保険契約が解約された日をいいます。
加入依頼書	引受保険会社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合には、これらの書類を含みます。
危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。
記名被保険者	加入依頼書に記載された被保険者をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを除きます。
サ行 始期日	保険期間の初日をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者 ^(注) および3親等内の姻族をいいます。 (注) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。
夕行 特別約款・特約	オプションとなる補償内容等普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
八行 被保険者	保険契約により補償を受けられる方または補償の対象となる方をいいます。
PTA	父母と先生の会をいい、児童・生徒の健全な成長をはかることを目的とし、親と教師が協力して学校および家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興に努め、児童・生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善、充実をはかるため、PTA会員相互の学習、その他必要な活動を行う団体をいいます。
PTA活動	日本国内において児童・生徒の健全な成長をはかるという目的にそってPTAが企画立案し主催する学習活動および実践活動で、PTA総会、運営委員会等PTA会則 ^(注) に基づく正規の手続を経て決定された諸活動をいいます。 (注) 名称を問いません。
PTA管理下	PTAの指揮、監督および指導下において、PTA活動を行っている間をいいます。ただし、構成員であるPTA会員および児童・生徒がPTA活動へ参加するための所定の場所と自宅との往復途上は含みません。
普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、加入依頼書記載の保険期間をいいます。
保険金	普通保険約款・特別約款およびセットされた特約により補償される損害または傷害が生じた場合に引受保険会社がお支払いすべき金銭をいいます。
保険契約者	引受保険会社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
保険料	保険契約者が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。
マ行 満期日	保険期間の末日をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
申込人	引受保険会社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。